

阿賀町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
阿賀町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、計画を策定する。

(2) 本町の現状

ア 本町は、新潟県が定めた「働き方改革推進プラン」に基づき、教職員の時間外在校時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。

イ これまでの取組として、校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図った他、業務の適正化や出勤簿の押印廃止など、様々な取組を実施した。

ウ こうした取組の結果、本町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月22時間	1.8%	0%
中学校	月36時間	24.4%	4.9%

エ 時間外在校等時間は月45時間を超える割合は小学校で1.8%、中学校で24.4%であり、月80時間を超える割合は小学校で0%、中学校で4.9%となっている。小学校は概ね良好であるが、中学校では学校行事準備や部活動指導等の改善を図り、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

オ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

	R6	R8	R9	R10	R11
小学校	98.2%	99%	100%	100%	100%
中学校	75.6%	85%	95%	99%	100%

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を20時間程度にする。

	R 6	R 8	R 9	R10	R11
小学校	22 時間	21 時間	20 時間	20 時間	20 時間
中学校	36 時間	30 時間	25 時間	22 時間	20 時間

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする。

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。

	R 6	R 8	R 9	R10	R11
年次有給休暇	12 日	12 日以上	12 日以上	12 日以上	12 日以上
高ストレス者割合	9.6%	8%	7%	6%	5%

ウ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理

- ・学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入及び計画的運用について検討する。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。この場合に

において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・教育委員会と学校で連携し、学校のみでの対応及び負担とならないよう、教育委員会及び関係機関が協力しながら対応への支援を行うこととする。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

② 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、必要に応じてICT巡回相談員を活用する。

③ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、委託事業者及びICT巡回相談員並びに事務職員が中心となって行う。

④ 体育館等の施設・設備の管理

- ・体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の簡素化を推進し、負担軽減を促進する。

⑤ 校舎の開錠・施錠

- ・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑥ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の連携により負担軽減を促進する。

⑦ 校内清掃

- ・学級担任等の教職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化等により負担軽減を促進する。

⑧ 部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。

- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

② 授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

③ 学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

④ 学校行事の準備・運営

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

⑤ 進路指導の準備

- ・生徒の将来の職種及び進学先に関する情報収集等について、教職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進する。

⑥ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援介助員、医療若しくは福祉に関する専門人材等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの体制整備や相談員等による効果的な支援を促進する。
- ・役場等の関係機関と連携し、これらに必要な体制の確保に努める。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるようにする。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務の効率化を図る。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

現在当教育委員会では長時間労働是正の取組として以下のように対応している。

時間外勤務を「月 45 時間以内」「年 360 時間以内」にするという県の取組目標を踏まえて

- ・月 45 時間以上の超過勤務者に対して、校長は改善指導を実施するとともに、該当者への指導報告書を町教育委員会へ提出する。
- ・月 60 時間以上の超過勤務者に対して、校長は超過勤務理由書を提出させ、改善指導を実施するとともに、指導報告書を町教育委員会へ提出する。
- ・月 80 時間以上の超過勤務者に対して、校長は超過勤務理由書を提出させ、改善指導を実施するとともに、教育長（又は学校教育課長）へ口頭で、超過勤務理由及び指導経過等を説明する。
- ・月 100 時間以上の超過勤務者に対しては、その内容がいかなるものであっても、校長とともに来庁し、教育長（又は学校教育課長）より改善指導を受ける。

この取り組みを継続実施することを前提として、

- ア 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教職員については、校長より指導を行うとともに、健康上の問題がある場合は医療機関への受診を促す。
- イ 終業から始業までに 11 時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ウ 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100% にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題については学校と教育委員会が連携して対応し、必要に応じて衛生推進者等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- カ 学校における定時退校日を月 4 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 5 日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- キ 早出遅出勤務制度の導入やテレワークが可能な環境整備に努める。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、阿賀町の HP で公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出勤システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の住民等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。